

Xは、A所有の甲建物に抵当権設定登記を得てAに融資していたところ、甲が焼失したので、抵当権に基づく物上代位を理由に保険会社Bに対するAの保険金請求権を差し押さえ、Bに支払を求めた。

これに対して、Bは、保険金請求権には差押え前にすでにAから質権の設定を受けて対抗要件（364条）を備えていたYがいるとして、支払を拒んだ。

XYの関係はどうなるか。

参考判決

①Xは、Aに対して有していた貸金債権に基づき、A所有の家屋の焼失により生じたY保険会社に対する保険金債権を差し押さえ、転付命令を得た。ところが、Aの右家屋にはB・Cに対する抵当権が設定されており、B・CもXに遅れて保険金債権を差し押さえ、転付命令を得たため、YはXの支払請求に応じなかった。Xが、Yに対して保険金の請求を求めて本訴を提起し、B・Cも訴訟に従参加（現在の補助参加に相当）した。

大連判大12・4・7民集2巻209頁：（要旨）民法304条1項ただし書の差押えは抵当権者が自ら行う必要があり、すでに債権が譲渡されていたり、他の債権者が火災保険金債権を差し押さえて転付命令を得ている場合には、その債権者が一般債権者であったり抵当権者に劣後する担保権者であっても、もはや抵当権者は物上代位権を行使することができない。

←特権説・優先権保全説的理解

②YはAに対して複数の建物等に2番抵当権を有していたところ、本件建物が火災により焼失したので、Aの結んでいた火災保険契約に基づくAのBに対する保険金請求権を差し押さえ、転付命令を得た。他方、Xは、Yの抵当権登記後保険事故発生前にAの保険金請求権の上に質権の設定を受け確定日付を備えていたので、Yの差押え前にBに保険金の支払いを請求した。Bが債権者不確知を理由に保険金を供託したので、Xは、Y・A・Bを相手取って、Yの債権差押え・転付命令の無効とXが供託金還付請求権を有することの確認を求め、本訴を提起した。

鹿児島地判昭32・1・25下民集8巻1号114頁：一部認容（要旨）両者の優先順位は、抵当権の登記の時と質権の第三者に対する対抗要件を備えた時との前後によって決すべきである。

福岡高宮崎支判昭32・8・30下民集8巻8号1619頁：全部認容（要旨）両者の優先順位は、抵当権に基づく物上代位権による差押えの時と質権の第三者に対する対抗要件を備えた時との前後によって決すべきである。